

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

## 埼玉県観光DMP活用支援業務委託仕様書

### 1 業務名

埼玉県観光DMP活用支援業務

### 2 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

### 3 納入場所

一般社団法人埼玉県物産観光協会

### 4 概要

#### （1）目的

本事業は「第3期彩の国DMO戦略」に基づき、埼玉観光の「稼ぐ力」を強化するため、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下、「協会」という。）が令和6年度に構築した「埼玉県観光データマネジメントプラットフォーム」（以下「埼玉県観光DMP」という。）を活用し、県内観光関連事業者等がエビデンスに基づいた観光施策を展開できるよう、埼玉県観光DMP活用支援を行い、これまでの勘や経験、思い込みに囚われない、エビデンスに基づいたターゲットプロモーション等を促進することを目的とする。

#### （2）事業の全体像

県内観光関連事業者等がエビデンスに基づいた観光施策を展開できるよう、埼玉県観光DMPの活用支援を行う。埼玉観光の「稼ぐ力」の強化につながるような地域におけるDMP活用事例を多数創出し、地域におけるDMPの活用促進を行うとともに、データドリブンマーケティングの浸透を図る。

#### （3）スケジュール

想定しているスケジュールは下記のとおりである。

契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
活用支援対象地域・団体の選定・決定	令和7年4月1日～
地域における活用支援の着手	令和7年4月1日～
活用事例中間報告	令和7年9月
活用事例最終報告	令和8年2月

## 5 委託内容

### （1）活用支援

埼玉県観光DMPにおいて調達する基盤やデータ、実施事項を総合的に活用し、DMPを活用したデータドリブンマーケティングを埼玉県内に浸透させるための支援を行うこと。

#### ア 対象

##### ① 県内DMO

埼玉県観光DMPの限定公開閲覧対象である県内DMOに対し活用支援を行うこと。

##### ② 意欲のある地域・団体

意欲のある自治体や事業者・団体等の県内観光事業者等について活用支援を行うこと。

対象者数は4者を予定しているが、協会と協議の上、対象者を選定すること。

#### イ 実施内容

- ・選定された対象者が抱える現状や課題を分析し、対象者が施策等の検討から実行、効果検証まで実施できるよう支援を行うこと。
- ・KPIの設定をすること。

#### ウ 報告会

埼玉県観光DMPを活用した地域の事例として、報告会を実施すること。開催方法は協会主催の会議等を活用して行うことを想定しているが、詳細は協会と協議の上決定すること。地域に対する報告会開催までの支援も合わせて行うこと。

開催時期は下記を想定している。

- ・中間報告…令和7年9月
- ・最終報告…令和8年2月

#### エ その他

- ・活用支援の具体的な手法や成果について、提案者の過去の実績等もふまえ、詳細に提案すること。
- ・対象者が次年度以降も自立してデータ分析やマーケティング分析を継続できるよう、工夫して支援を行うこと。

### （2）勉強会の開催

埼玉県観光DMPの利用者（県内DMO、県内観光事業者等）の施策の成果が最大となるよう、勉強会を開催すること。具体的には下記のとおり。

- ・利用者はマーケティングやIT等の専門的な知識がないことを想定し、協会や県内DMO、観光事業者等に向けた埼玉県観光DMPの活用に関する地域別の勉強会を5地域にて行うこと。
- ・勉強会の対象者は（1）アに限らず、埼玉県観光DMPの利用者とする。
- ・勉強会では県内の地域ごとに勉強会資料（埼玉県観光DMP分析レポート等を想定）を作成し、利用者がデータに触れ、地域ごとのデータ分析やマーケティング分析の方法を取得できるものとする。
- ・勉強会の参加者募集については協会主体で声かけ等を実施するが、効果的な手法がある場合は提案すること。

- ・勉強会と合わせてヒアリング等を行い、利用者自らが、仮説の設定→検証→結論→提言という一貫した分析を行えるよう支援を行うこと。
- ・必要に応じてオンラインによるフォローアップセミナーを行うこと。
- ・地域は下記の5地域を想定している。
  - ・北部エリア、西部エリア、東部エリア、中央エリア、秩父エリア

### (3) その他留意事項

- ・活用支援や勉強会を行うにあたり、受託事業者等にDMP利用のためのライセンス発行の必要が生じた場合は協会が保有する「Tableau Online」の利用契約を行うこと。利用契約で生じた費用は受託事業者等が負担すること。なお、協会が保有済みのライセンスは下記のとおり。
  - Tableau Creator ライセンス：4
  - Tableau Viewer ライセンス：10
- ・必要に応じて、協会が別途公示している「令和7年度埼玉県観光DMP構築・運用等業務委託」の委託事業者と連携しながら業務を進めること。

### (4) 埼玉県観光DMPの概要（参考）

協会が構築する埼玉県観光DMPの概要は下記のとおりであるため、参考とすること。

#### ア 格納データ

- ・宿泊旅行統計調査（観光庁）
  - …第2表、第4表、参考第1表、参考第2表
- ・旅行・観光消費動向調査（観光庁）
  - …参考第4表、参考第5表
- ・インバウンド消費動向調査（旧 訪日外国人消費動向調査）（観光庁）
  - …個票データ
- ・埼玉県パラメータ調査データ
  - …観光入込客数（都道府県別）、観光入込客数（市町村別）、観光消費額単価（都道府県別）、観光消費額（都道府県別） など
- ・インバウンド人流データ
  - …令和6年及び令和7年の1月～12月の各月の国籍別の旅行客数、宿泊客数、日帰り客数、移動情報（全て埼玉県、市区町村別）
- ・WEBアクセスデータ（ちょこたび埼玉・Google Analytics4）
- ・クレジットカード等の消費購買データ（国内データ・インバウンドデータ）
  - 国内：令和6年のデータ（月別、時間帯別、居住県別、業種別、性年代別）
  - インバウンド：令和6年のデータ（月別、時間帯別、国別、業種別）
- ・ちょこたび埼玉CRMデータ

#### イ その他データ

- ・国内の動態データについては、「おでかけウォッチャー国内版」アカウントをDMP利用者に提供し、埼玉県観光DMP内の提供メニューとして運用。

#### ウ オリジナルダッシュボード

- ・令和7年1月末現在の既存ダッシュボード数・更新頻度等については下記のとおりである。

データ	ダッシュボード数	一般公開	限定公開	更新頻度
宿泊旅行統計調査	17	○		毎月
旅行・観光消費動向調査	3	○		四半期
インバウンド消費動向調査	9	○		四半期
埼玉県パラメータ調査データ	3	○		年1回
WEBサイト「ちょこたび埼玉」のGoogleAnalytics4データ	7	○		毎月
インバウンド人流データ	20		○	年1回
消費購買データ（国内）	6		○	年1回
消費購買データ（インバウンド）	5		○	年1回
消費購買データ×人流データ クロス分析（インバウンド）	5		○	年1回

・令和7年度は上記のダッシュボードのほか、ちょこたび埼玉CRMデータについても新たにダッシュボードを作成する予定である。

エ データの公開範囲について

データの公開範囲については下記のとおりを想定している。

(ア) 一般公開

WEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) 内にて下記データを一般公開。

- ・宿泊旅行統計調査
- ・旅行・観光消費動向調査
- ・インバウンド消費動向調査
- ・埼玉県パラメータ調査データ
- ・協会保有のオウンドメディア（WEB等）のアクセスデータ等

(イ) 限定公開

- ・インバウンド人流データ
- ・クレジットカード等の消費購買データ（国内データ・インバウンドデータ）
- ・おでかけウォッチャー国内版ログインメニュー
- ・ちょこたび埼玉CRMデータ
- ・その他協会に資すると考えられるデータ

オ 埼玉県観光DMPの利用者

埼玉県観光DMPの利用者については下記を想定している。

(ア) 一般公開

- ・WEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) を閲覧可能な全ての人。
- ・一般公開されたデータはすべて制限なく活用できることを想定

(イ) 限定公開

- ・協会
- ・県内DMO
- ・埼玉県産業労働部観光課

#### (6) 成果物

以下の成果物を納品すること。

- ア 活用支援実施報告書
- イ 勉強会実施報告書
- ウ 事例報告会実施報告書

### 6 その他

#### (1) 再委託等について

- ・受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならないこと。
- ・受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面で提出し、委託者の承認を得ること。

#### (2) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

#### (3) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

#### (4) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

#### (5) 秘密の保守

本業務から知りえた情報（秘密）を他に漏洩しないこと。本業務終了後も同様とする。

#### (6) 所有権・著作権の取扱い

- ・本業務から発生する全ての著作権（著作権法第27条、28条の権利を含む）は協会に帰属する。
- ・本業務の実施により協会に提出した成果物（成果物以外に協会に提供した資料・レポートその他の提供物があった場合には当該提供物を含む。以下同じ。）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は協会に帰属し、受託者は、協会が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。

- 成果物のうち、受託者が従来から著作権を有する著作物については、受託者は、これらの著作物を利用するために必要な許諾を協会に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受託者は、責任をもって第三者から協会への利用許諾を得るものとする。
- 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の特許権、著作権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権等を利用する場合は、その利用に関する一切の責任を負うものとする。
- 調達したデータの所有権は協会に帰属するものとする。

(7) その他

- この業務に関わる必要経費はすべて受託者の負担とし、本契約額の範囲内で実施するものとする。
- この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定するものとする。